

議員提出議案第3号

三朝町議会委員会条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年3月19日

提出者 三朝町議会議員 平 井 満 博

賛成者 三朝町議会議員 福 田 茂 樹

賛成者 三朝町議会議員 山 田 道 治

賛成者 三朝町議会議員 清 水 成 眞

賛成者 三朝町議会議員 遠 藤 勝太郎

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

三朝町議会委員会条例（昭和62年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前											
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>常任委員会の種類</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務教育常任委員会</td> <td>会計課、<u>危機管理課</u>、総務課、財務課、税務課、健康福祉課及び教育委員会に関する事項並びに他の委員会に属しない事項</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	常任委員会の種類	所管	総務教育常任委員会	会計課、 <u>危機管理課</u> 、総務課、財務課、税務課、健康福祉課及び教育委員会に関する事項並びに他の委員会に属しない事項	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>常任委員会の種類</th> <th>所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務教育常任委員会</td> <td>会計課、総務課、財務課、税務課、健康福祉課及び教育委員会に関する事項並びに他の委員会に属しない事項</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	常任委員会の種類	所管	総務教育常任委員会	会計課、総務課、財務課、税務課、健康福祉課及び教育委員会に関する事項並びに他の委員会に属しない事項	略	
常任委員会の種類	所管												
総務教育常任委員会	会計課、 <u>危機管理課</u> 、総務課、財務課、税務課、健康福祉課及び教育委員会に関する事項並びに他の委員会に属しない事項												
略													
常任委員会の種類	所管												
総務教育常任委員会	会計課、総務課、財務課、税務課、健康福祉課及び教育委員会に関する事項並びに他の委員会に属しない事項												
略													

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。